

議案第 75 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 12 月 9 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、成年被後見人等に係る欠格事項の見直しが行われたことに伴い、本町の関係条例においても所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(里庄町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 里庄町職員等の旅費に関する条例(昭和28年里庄町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

(里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和52年里庄町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第5条第3項中「記録されている」を「記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている」に改める。

第7条第1項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)」を削る。

(里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第3条 里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年里庄町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号イ中「ヌまで」を「ルまで」に改める。

(里庄町公共下水道条例の一部改正)

第4条 里庄町公共下水道条例(平成16年里庄町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第5号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第10条第1項第5号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(里庄町消防団条例の一部改正)

第5条 里庄町消防団条例(平成18年里庄町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第7条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

(里庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 里庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年里庄町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。